

資料

米国における障害のある児童生徒への通常教育カリキュラムの修正範囲 —用語の整理と分類から—

野口 晃菜・米田 宏樹

米国では、障害のある児童生徒に対する通常教育カリキュラムの適用がIDEA・NCLB法において義務付けられている。その方法として、通常教育カリキュラムの修正が挙げられる。本稿では、カリキュラム修正範囲の用語を整理し、類型化した。筆者によって使用する用語及びその定義が異なることから、修正範囲によって整理をした結果、①教育方法の変更、②教育内容の変更、③個別のカリキュラムの作成の3種類に類型化をすることができた。通常教育カリキュラムを基盤とした上で、①から③は連続体を成し、障害種や教育の場ではなく、個々のニーズに応じてカリキュラム修正がなされていることが明らかとなった。我が国のインクルーシブ教育システムにおけるカリキュラムに関しては、障害特性に応じた独自の教育内容・方法を含む形で、通常教育と特別支援教育を連続体として捉え、その上で個々のニーズに応じた教育内容・方法を選択する方法を考える必要がある。

キー・ワード：インクルーシブ教育システム、カリキュラム修正、通常教育カリキュラムへのアクセス、IDEA、NCLB法

I. はじめに

我が国では、障害のある人の権利に関する条約（以下、権利条約とする）の批准へ向けた、インクルーシブ教育システムの構築が検討されている。このインクルーシブ教育システムにおいては、個々のニーズに応じた「合理的配慮」を提供することが必要とされている。合理的配慮として考えられる事項の一つに、「個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した、柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮」が挙げられており（中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会、2011）、障害のある児童生徒への合理的配慮としての教育課程の編成と学習指導要領の在り方

が、今後の検討課題の一つとなろう。

一方、米国では、現在スタンダード・ベース改革（Standard-based Reform）が行われており、初等中等教育法（No Child Left Behind Act of 2001、以下NCLB法）と障害者教育法（Individuals with Disabilities Education Act, 以下IDEA）において、障害のある児童生徒へも教育水準に基づいた通常教育（general education）カリキュラムを提供しなければならないと義務付けられた（U.S. Department of Education, 1997; 2001）。

1997年に改正されたIDEAでは、IEP（Individualized Educational Program）は通常教育カリキュラムへの参加を促すためのプログラムでなければならないとされ、通常教育カリキュラムを学習することが困難である場合は、カリキュラムにどのような修正を加えたのか、明確に記述しなければならないとされた（Sec.612 (d)

(1)(A))。また、IEPに児童生徒の通常教育カリキュラムへの参加を可能にするための、測定可能な年毎の目標についても記述しなければならない (Sec.612(a)(16)(A))。さらに、IDEAとNCLB法では、教育水準に基づいた学力試験に配慮 (accommodation) をした上で障害のある児童生徒も参加しなければならないとされ、アカウントビリティを果たすためにこの試験の結果を公的に報告することが義務付けられた¹⁾。

一方、重度の知的障害があるとされる児童生徒については、通常の水準とは別の代替水準 (alternative standard) が設定され、この代替水準に基づいた試験が実施される。しかし、この代替水準は3%のみの児童生徒のみにしか適用することができず、その内容についても教科に関することでなければならない²⁾。

障害のある児童生徒への通常教育カリキュラムの適用に関する議論がされ始めた理由として、Wehmeyer, Latten, and Agran (2001) は、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と同じ場で教育を受けるインクルージョンの議論から、別の場でも同じ教育内容を教えることに議論が移行し、場よりも教育内容に焦点が置かれ始めたことを挙げている (Wehmeyer et al. [2001] 328)。また、Browder, Wakeman, Flowers, Rickelman, Pugalee, and Karvonen (2007) は、障害のある児童生徒に対し、教科を中心としたスタンダード・ベースの通常カリキュラムを提供することこそが、平等の教育的機会を提供することであると指摘している (Browder et al. [2007] 4)。

教育水準に基づく通常教育カリキュラムを個々のニーズや障害の特性・状態に対応して修正することは、すなわち権利条約における合理的配慮の一つと位置づけることができる。そこで、本研究では、米国における障害のある児童生徒へのカリキュラムの修正の範囲とその用語を整理した。

法制度上に障害のある児童生徒の通常教育カリキュラムへの参加が明示されたのは、1997年

IDEAとNCLB法であるが、通常教育カリキュラムに修正を加えることに関する文献は、1990年代以降に多く見られる。そのため、本稿では1990年以降の障害のある児童生徒のためのカリキュラム修正に関する用語と記述を整理した。

II. カリキュラム修正の範囲と用語

1. カリキュラム修正の範囲を示す用語の種類

カリキュラム修正に関する文献を12件収集した。これらには、カリキュラム修正の範囲を示す用語がいくつか使用されていた (Table 1)。

個々のニーズや特性に合わせて教育方法・内容を修正すること自体を指している用語としては、モディフィケーション (Modification) (Wehmeyer, Lance, & Bashinski [2002] 224; Koga & Hall [2009] 3)、カリキュラー・アダプテーション (Curricular adaptation) (Ulvari-Solner [1994] 247)、ディファレンシエーテッド・インストラクション (Differentiated Instruction) (Lawrence-Brown [2004] 37) が挙げられた。これらは、障害のある児童生徒が通常教育カリキュラムに参加するために、教育方法に工夫を加える、教育内容の一部あるいは全てに変更を加える、そして達成水準 (教育目標) に変更を加えることと定義されていた。

なお、通常教育カリキュラムの修正範囲については、Fig. 1に示した用語が使用されていた。

2. 通常教育カリキュラム修正範囲の分類

Nolet and McLaughlin (2005) は、障害のある児童生徒に通常教育カリキュラムへの参加機会を提供するための、カリキュラム修正範囲の種類について、以下の4種類を挙げている。

- ①通常教育カリキュラムの教育内容、達成水準、順序と時間割、指導方法に変更を加えないカリキュラム。
- ②通常教育カリキュラムの教育内容、達成水準には変更を加えないが、順序と時間割と指導方法を変える (アコモデーション) カリキュラム。
- ③通常教育カリキュラムの教育内容、達成水準、順序と時間割、指導方法の全てあるい

Table 1 カリキュラム修正・調整に関する用語の整理

| カリキュラム修正・調整に 当たる用語 | 使用者（それぞれの論者）による用語の定義 | Table2における 該当番号 |
|--|--|--------------------|
| 指導的モディファイケーション (instructional modification) | クラスメートと同じ教育内容を学習している児童生徒を支援するために活用される (Salend [1994] 335) | ①② |
| カリキュラムモディファイケーション (curriculum modification) | モディファイケーションには、アダプテーション、オーガメンテーション、オルタレテーションの3段階が含まれる (Wehmyer, Lance, & Bashinski [2002] 224)。 | ①②③ |
| モディファイケーション (modification) | 教科内容が変更される、児童生徒の達成への要求水準が変更される。児童生徒がクラスメートと異なる教育内容を学習している時、また、同じ情報でも、複雑さやレベルが異なるとき、カリキュラムモディファイケーションが行われている (Nolet & McLaughlin [2005] 87-89)。 | ①②③ |
| モディファイケーション | 教育内容、概念、教育目標、そして指導方法に変更を加える。多様な児童生徒のニーズに応じた、教育内容、指導方法、学習成果へ変更を加えることをモディファイケーションとする。4つのモディファイケーションタイプがある。 ①アダプテーション②アダプテーション③パラレルカリキュラム④オーバーラッピング (Koga & Hall [2009] 3)。 | ①②③ |
| モディファイケーション | 児童生徒が学習するべきとされている水準への変更。教科の領域はクラスメートと同じだが、教育内容に変更がされる。①同じ内容、しかし量が少ない②カリキュラムの簡潔化③同じ活動、異なる目標④カリキュラムオーバーラッピング (Fisher & Frey [2001] 157)。 | ②③ |
| マルチレベルカリキュラム (multi-level curriculum) | 同じカリキュラムの内容を学ぶが、異なる教育成果を求められる (Giangreco, Cloninger & Iverson [1993] 212)。 | ② |
| マルチレベルテイーチング (multi-level teaching) | クラスメートと同じカリキュラムの領域に関連する学習に参加するが、難易度のレベルが異なる (Salend [1994] 336)。 | ② |
| オーバーラッピングカリキュラム (overlapping curriculum) | 通常学級における教科学習の文脈の中で、機能的・社会的スキルを学ぶ (Giangreco et al [1993] 212)。 | ③ |
| オーバーラッピングカリキュラム | 統一的な場で、クラスメートが異なるカリキュラムを学習しているときに、個別のスキルを対象児童生徒に指導する。学級の学習活動に、対象児童生徒の指導プログラムにおける具体的なスキルの指導が組み込まれている (Salend [1994] 336)。 | ③ |
| オーバーラッピングカリキュラム | 通常カリキュラムへの直接的なモディファイケーションというよりは、多様なニーズのある児童生徒の具体的な個別のゴールを組み込む (Koga & Hall [2009] 8)。 | ③ |
| カリキュラーアダプテーション (curricular adaptation) | 個人の課題への部分参加や、達成を促すための、要求水準、カリキュラムの内容、環境、指導、教材への変更 (Udvar-Solner [1996] 247)。 | ①②③ |
| カリキュラーアダプテーション | 児童生徒に指導する知識・スキルに変更を加える。1つの選択肢は、学年相当のスタンダードを保持するが、一部のみ指導する。もう1つの選択肢は、代替カリキュラムを導入する (Lewis, Doorlag, & Doorlag [1995] 46) | ①②③ |
| カリキュラムアダプテーション (curriculum adaptation) | カリキュラムの提示方法や表出方法、そして児童生徒のカリキュラムへの参加の方法を適合 (Wehmyer et al [2002] 227)。 | ① |
| カリキュラムアダプテーション | 教育内容の提示方法や、児童生徒の返答方法に変更を加える。ユニバーサルデザインも含まれる (Lee, Amos, Gragoudas, Lee, Shogren, Theoharis & Wehmyer [2006] 200) | ① |
| 個別アダプテーション (individualized adaptation) | 児童生徒への情報の提示方法への変更や、児童生徒の返答方法への変更である。教材、機器、テクノロジーの使用、言語的指示や身体的プロンプトの提供、クラスルームルールの変更などが含まれる (Salend [1994] 335-336)。 | ① |
| 指導的アダプテーション (instructional adaptation) | 最も一般的なクラスルームモディファイケーション。指導-学習プロセスにおけるさまざまな変更：教師の指導方法・方略、教材、児童生徒の達成基準への変更、成績のつけ方など。(Lewis et al [1995] 46)。 | ①② |
| アダプテーション (adaptation) | 教材のフォントのサイズを大きくする、区別を示すために視覚的手がかりとしてのシンボルや描写的な刺激の提供、コンピュータ（スタンダードの内容を学習するために必要なコミュニケーション方法としての言語ボード等）の使用。付加的な指導。写真、アイコン、図形の提示を使ったりディクテーション指導。これらの指導は徐々にソフトウェアアウトするか、徐々に正書法に近づくように刺激を移行させる (Knowlton [1998] 100)。 | ① |
| アダプテーション | カリキュラムの内容の提示方法を変更。印刷された文字を読むのではなく、音読にする、など (Agran, Cavin, Wehmyer & Palmer [2006] 231)。 | ① |
| アダプテーション | 教育内容は変えないが、難易度に若干変更を加える。目的に基づいて、難易度を決定。教育はまず個々の児童生徒の教育目的を具体化する (Koga & Hall [2009] 6)。 | ② |

(Table 1の続き)

| | | |
|---|--|-----|
| オーグメンテーション (augmentation) | スタンダードカリキュラムにおけるスキルの般化するために、メタ認知、あるいは意思決定の処理方略を高める。学習するための学習するカリキュラム、スタンダードのカリキュラムの上に重ねられる。学習方略モデル。認知能力や自己統制能力を高める。このカリキュラムは通常カリキュラムに変更を加えるものではない。通常カリキュラムの内容と関連させて、一般化する能力、問題解決、そして最終的には自立を促す (Knowlton [1998] 100) | ② |
| オーグメンテーション | 児童生徒が学習することを可能にするために、付加的に内容を足す。学習するための学習、自己統制、自己決定 (Wehmeyer et al [2002] 227) | ② |
| オーグメンテーション | メタ認知能力や、処理方略を使って、スタンダードカリキュラムの習得・一般化を促す。問題解決や、目標設定など (Agran et al [2006] 231) | ② |
| カリキュラムオーグメンテーション (curriculum augmentation) | 通常カリキュラムの教育内容 + a で通常カリキュラムを学ぶ上で必要なスキルを足す (Lee et al [2006] 200)。 | ② |
| オルタレーション (alteration) | 児童生徒の機能的ニーズと教育内容を適合させるために、スタンダードの内容を変更する。生活スキルや職業スキル。 (Knowlton [1998] 100) | ③ |
| オルタレーション | 従来の機能的スキルを含む、児童生徒のニーズに応じた具体的な教育内容を足して、通常カリキュラムに変更を加える (Wehmeyer et al [2002] 227)。 | ③ |
| カリキュラムオルタレーション | 機能的スキルや生活スキルなど、通常カリキュラムの教育内容には含まれない、個々のニーズに応じた教育内容 (Lee et al [2006] 200) | ③ |
| 代替カリキュラム (alternative curriculum) | 通常学級で、教科学習の前提としてのスキルを教えたたり、下学年の教材を使用した (Lewis et al [1995] 46) | ③ |
| アコモデーション (accommodation) | 情報にアクセスし、知識とスキルを示す平等な機会を提供するために、試験や指導の手順へ変更を加える。アコモデーションはスタンダードを達成するための、指導レベル、指導内容、遂行項目には変更を加えない (Fisher & Frey [2001] 157)。 | ① |
| アコモデーション | 児童生徒が教科と指導に完全にアクセスできるためのサービス・支援、また、児童生徒が知っていることを適切に表現するための方法。アコモデーションは、学年相当の指導内容や、達成目標に変更を加えない。障害のある児童生徒も障害のない児童生徒と同様の内容を同じレベルで学習する。(Nolet & McLaughlin [2005] 87) | ① |
| アコモデーション | 指導方法や児童生徒のパフォーマンスの方法のみに変更を加え、カリキュラムの内容や概念には変更を加えない。通常カリキュラムと同様の学習成果 (Koga & Hall [2009] 5)。 | ① |
| ディファレンシエータードインストラクション (differentiated instruction) | 付加的サポートを通じた通常カリキュラム、通常教育カリキュラムに個々の目標を適合 (Lawrence-Brown [2004] 37) | ①②③ |
| 豊富なカリキュラム (enriched curriculum) | ギフテッド児童生徒が対象。個別課題 (Lawrence-Brown [2004] 46-47)。 | ②③ |
| 優先順位をつけたカリキュラム (prioritized curriculum) | 重度の障害がある児童生徒が対象。児童生徒にとつて重要な教科的な内容と機能的なスキルの指導 (IEPと通常カリキュラムとのつながり)、個別指導、特殊教育教師やParaeducatorによる補助、コミュニケーションを基盤とした指導 (Lawrence-Brown [2004] 47-52)。 | ③ |
| 個別のカリキュラム (individualized curriculum) | 通常教育カリキュラムに大幅に変更を加える。彼らにとつて「アクセス」は同学年の児童生徒と同じ情報や概念を習得することというよりは、同じ活動に参加することと捉えられる。しかし、NCLBでは1つの内容スタックを重畳の知的障害のある児童生徒にも学ぶことが求められていることを念頭に置かなければならない (Nolet & McLaughlin [2005] 89)。 | ③ |
| パラレルカリキュラム (parallel curriculum) | 指導方法と教育目標への変更。教育内容に大幅に変更を加えないが、難易度に大幅に変更を加える。例：いくつかの実験 | ② |

< 出典 : Giangreco, Cloninger & Iverson [1993]; Salend [1994]; Lewis, Doorlag, & Doorlag [1995]; Udvari-Solner [1996]; Knowlton [1998]; Fisher & Frey [2001]; Wehmeyer, Lance, Bashinski [2002]; Lawrence-Brown [2004]; Nolet & McLaughlin [2005]; Agran, Cavin, Wehmeyer & Palmer [2006]; Lee, Amos, Gragoudas, Lee, Shogren, Theoharis & Wehmeyer [2006]; Koga & Hall [2009]をもとに筆者が作成。 >

米国における障害のある児童生徒への通常教育カリキュラムの修正範囲

は一部に変更を加える（モディフィケーション）カリキュラム。

- ④通常教育カリキュラムと内容・方法が異なる個別の教育目標に基づく代替的な個別機能的 (Individualized functional) カリキュラム。

以上の4種類の類型から形成されている連続体 (Fig. 1参照) によって、障害のある児童生徒の個々のニーズに対応することができるとしている。そのため、IEPにおける教育目標や内容は個別であるが、通常教育カリキュラムを学習することへの期待を前提として、カリキュラムを学習するために児童生徒にどのようなスキルが必要かを考えることから始まるべきであると指摘した (Nolet & McLaughlin [2005] 77)。

一方、Koga and Hall (2009) は、通常教育カリキュラムにおける教育内容、概念、教育目標、そして教育方法に変更を加えること全体を「モディフィケーション」と定義し、モディフィケーションの分類として、以下の4種類を挙げている (Koga & Hall [2009] 5)。

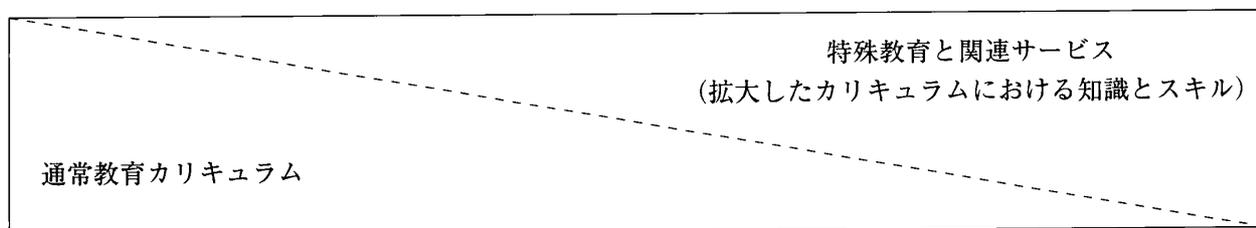
- ①アコモデーション：教育方法や児童生徒の

学習状況を示す方法のみに変更を加え、カリキュラムの内容や概念には変更を加えない。通常教育カリキュラムと同等の学習成果を期待する。例えば、印刷物の代わりにオーディオの使用、グラフィックオーガナイザー、視覚的手がかり、時間への変更など。

- ②アダプテーション (adaptation)：教育内容には変更を加えないが、難易度と、目標に若干の変更を加える。例えば、他の児童生徒が新しい5つの単語を使って文章を作るときに、対象児童生徒はそのうち3つの単語のみを使う。

- ③パラレルカリキュラム (parallel curriculum)：教育内容に変更を加えないが、難易度と目標に大幅な変更を加える。例えば、他の児童生徒が新聞を音読して、質問に答えるときに、対象児童生徒は、新聞の内容で気付いた3つの点を言うのみ。

- ④オーバーラッピングカリキュラム (overlapping curriculum)：ニーズのある児童生



| アコモデーション モディフィケーションなし | アコモデーション | モディフィケーション | 代替カリキュラム |
|--|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・教育内容 ・達成目標 ・順序と時間割 ・指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育内容 ・達成目標 <p>に変更を加えない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・順序と時間割 ・指導 <p>に変更を加える</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教育内容 ・達成目標 ・順序と時間割 ・指導 <p>の全てあるいは一部に 変更を加える</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育目標 ・機能的スキル |

Fig. 1 通常教育カリキュラムと特殊教育カリキュラムの連続体

<出典：Nolet & McLaughlin (2005) Accessing the General Curriculum: Including Students with Disabilities in Standards-Based Reform. 2nd ed. Corwin Press, California. p.14>

徒の具体的な個別の教育目標を組みこむ。通常教育カリキュラムへの直接的なモディフィケーションではない。例えば、社会の時間に、対象児童生徒は、小集団において他の児童生徒と関わることを目的とする。

以上のように、Nolet and McLaughlin (2005) と、Koga and Hall (2009) は障害のある児童生徒に通常教育カリキュラムへの参加機会を提供するための、カリキュラム修正の範囲について分類しているが、それぞれが使用している用語が異なる。Koga and Hall (2009) は、通常教育カリキュラムにおける教育内容、概念、教育目標、そして指導方法に変更を加えること全体を「モディフィケーション」と定義し、その中にアコモデーションなどの4種類の修正方法を位置づけている一方、Nolet and McLaughlin (2005) は、教育内容と方法の両方に変更を加えることを「モディフィケーション」とし、方法のみに変更を加えることを「アコモデーション」としている。同じ用語が使われているが、その定義・概念が異なることが伺える。その他の文献についても、Fig. 1に示したように、同じ用語を用いていても、定義が異なり、また、異なる用語が同じ意味を指していることがある。

Koga and Hall (2009) によると、カリキュラム修正については、共通理解となった定義が存在しない (Koga & Hall [2009] 3)。そのため、筆者によって異なる用語や定義が使用されている。

そこで、本稿では、用語ごとに分類を行わずに、文献の筆者による用語の定義により分類を行った。その結果、①教育方法への変更、②教育内容への変更、③個別のカリキュラムの作成、の3種類の修正範囲に類型化をすることができた。Table 2に文献に見られた記述を整理した結果を示す。また、Table 2における分類を、Table 1にも示す。

3. 3種類のカリキュラム修正の範囲

(1) 教育方法の変更：教育方法への変更については、教育内容に変更を加えずに、①教育

内容の提示方法の変更（教材への工夫）と、②児童生徒の返答方法の変更と記述がされていた。これらに当たる用語としては、アコモデーションやアダプテーションが使用されている文献が多かった。この場合、教育内容、及び達成水準に変更は加えられない。

このカリキュラム修正範囲の具体例としては、教材の工夫、機器・テクノロジー（オーバーヘッドプロジェクター、オーディオカセット、コンピューター、電卓、記録機器）の使用、言語的指示や身体的プロンプト、視覚の手がかり（ノートテキング、アウトライン、アドバンスオーガナイザー、写真、アイコン、図形）の使用、フォントのサイズ拡大、口頭での試験実施、手話、通訳、点字、ピアメデイエーションが挙げられていた。

(2) 教育内容の変更：教育内容の一部への変更に関しては、①達成水準（教育目標）への変更、同じ教科の領域で難易度を変える、②通常教育カリキュラムにプラスアルファとしてのスキルを指導する、学習するための方略を学習するためのモデルが挙げられた。このカリキュラム修正の範囲では、通常教育カリキュラムの教育内容の一部に変更が加えられ、達成水準にも変更が加えられる。また、マルチレベルカリキュラム、パラレルカリキュラムなどが見られた。また、②の通常教育カリキュラムにプラスアルファとしてのスキルを指導することに関しては、オーグメンテーション (augmentation) という用語が頻繁に使用されていた。

この修正範囲の具体例としては、自分が住んでいる地域について学ぶ社会の授業において、地域の仕事のみに着目したり、自分が地域のどこに住んでいるか情報を提供したりすることに着目する、クラスメートが小数の足し算をしている時に、問題を写すことにより数を書く練習をすることや、認知能力や自己統制能力を高める、般化する能力、問題解決、自己決定などのスキルの指導、最も重要な概念とスキルを強調する、明確な目的と例の提示、スキルと概念を体系的に噛み砕く、過去の知識と経験と新しい

Table 2 カリキュラム修正の範囲と具体例

| | ①教育方法の変更 (教育内容には変更を加えない) | ②教育内容の一部への変更 | ③個別の教育内容・方法 |
|------|---|---|---|
| 修正内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育内容の提示方法への変更 (教材への工夫) ・児童生徒の返答方法への変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・達成水準 (教育目標) への変更、同じ教科の領域だが、難易度が異なる ・通常カリキュラム + a、学習するための学習モデル、学習方略の指導、オーグメンテーション | <ul style="list-style-type: none"> ・個々のニーズに基づいた機能的スキル・生活スキル・社会的スキル ・下学年の教育内容の指導 |
| 具体例 | <p>教材、機器、テクノロジーの使用 (オーバードプロジェクター、オーディオセット、コンピュータ、記録機器、電卓) 視覚の手がかりの使用 (ノートテキーティング、アウトライン、アドバンスオオガナイザー、写真、アイコン、図形を提示した指導) 教材のフォントのサイズを大きくする 口頭での試験 言語的指示や身体的プロンプト 手話、通訳、点字 ピアメデイエーション</p> | <p>自分が住んでいる地域について学ぶ社会の授業において、地域の仕事のみ、または、自分が地域のどこに住んでいるか情報を提供することのみに着目する。 クラスメートが小数の足し算をしている時に、問題を写すことにより数を書く練習をする。 認知能力や自己規制能力を高める。 一般化する能力 問題解決 自己統制 自己決定 最も重要な概念とスキルを強調する 明確な目的と例の提示 スキルと概念をシステムティックに噛み砕く 過去の知識と経験と新しい知識に具体的なつながりを持たせる 補助を徐々に減らす</p> | <p>通常カリキュラムの学習環境の中で、社会的スキルを学ぶことが目標となる。 クラスメートが社会や理科の学習をしているときに、重度の障害のある児童生徒は、段階的な指示を理解することを学習する。 職業スキル・生活スキルの指導 個別指導 特殊教育教師やParaeducatorによる補助 コミュニケーションを基盤とした指導</p> |

< 出典 : Giangreco, Cloninger & Iverson [1993]; Salend [1994]; Lewis, Doorlag, & Doorlag [1995]; Uldvari-Solner [1996]; Knowlton [1998]; Fisher & Frey [2001]; Wehmeyer, Lance, Bashinski [2002]; Lawrence-Brown [2004]; Nolet & McLaughlin [2005]; Agran, Cavin, Wehmeyer & Palmer [2006]; Lee, Amos, Gragoudas, Lee, Shogren, Theoharis & Wehmeyer [2006]; Koga & Hall [2009] を元に筆者が作成。 >

知識に具体的なつながりを持たせる、補助を徐々に減らすなどの記述が見られた。

(3) 個別のカリキュラムの作成：個別のカリキュラムの作成については、①個々のニーズに基づいた機能的スキル・生活スキル・社会的スキル、②下学年の教育内容の指導が挙げられた。

具体例としては、クラスメートが社会や理科の学習をしている時に、重度の障害のある児童生徒は段階的な指示を理解することを学習する、が挙げられた。

使用されていた用語としては、オルタレーション (alteration) やオーバーラッピングカリキュラムが見られた。

Ⅲ. まとめと考察

本稿では、米国における障害のある児童生徒のカリキュラム修正の範囲及びその用語を整理した。米国では、学力を向上させ、学力格差を減らすために、スタンダード・ベース改革の一環として、IDEA及びNCLB法において、障害のある児童生徒の通常教育カリキュラムへの参加が義務付けられた。このことは、すなわち、障害の有無に関わらず、学校教育で習得すべき内容は同じであるという方向性が示されたということである。そのために、連邦政府は各州に対し、教育水準の設定と、学力試験の導入を義務付けた。

本稿では、IDEA及びNCLB法で義務付けられている障害のある児童生徒のカリキュラムへの参加を実現する方法としての、カリキュラム修正の範囲を示す用語をまず整理した。筆者によって用語の定義が異なっていたため、その筆者の文脈で用語が示しているカリキュラム修正の範囲によって、整理・分類を行った。その結果、(1) 教育方法への変更、(2) 教育内容への変更、(3) 個別のカリキュラムの作成、の3種類の修正範囲に類型化をすることができた。(1) 教育方法への変更としては、①教育内容の提示方法への変更 (教材への工夫) と、②児童生徒の返答方法への変更が挙げられた。(2) 教育内容へ

の変更としては、①達成水準 (教育目標) への変更、同じ教科の領域で難易度を変える、②通常教育カリキュラムにプラスアルファとしてのスキルを指導することが挙げられた。そして、(3) 個別のカリキュラムの作成については、①個々のニーズに基づいた機能的スキル・生活スキル・社会的スキル、②下学年の教育内容の指導が挙げられていた。

Wehmeyer et al. (2001) は、カリキュラムの修正はあくまでも通常教育カリキュラムから始まるとしている (Wehmeyer et al. [2001] 334)。すなわち、前提として通常教育カリキュラムを基盤とした上で、障害のある児童生徒をはじめとした多様なニーズのある児童生徒に対するIEPの作成や、教育内容の決定がなされるということである。上述の(1)から(3)の修正方法は、(1)がより通常教育カリキュラムに近く、(3)が最も通常教育カリキュラムとは異なる形で、全体としては連続体を成していると解されているといえる。すなわち、障害のある児童生徒を含む、ニーズを有する児童生徒への対応は、基盤となる通常教育カリキュラムを、そのニーズや特性に応じて(1)から順に修正範囲を拡大していくこととなる。つまり、障害名や障害のカテゴリーによって教育内容や方法が決定されるのではなく、個々のニーズに応じて教育内容・方法が選択されるということである。カリキュラムの連続体については、Nolet and McLaughlin (2005) も同様の考えを提示しており、新しい特殊教育カリキュラムの捉え方として、Fig. 1の連続体を提案している。

米国には我が国のような学習指導要領はないが、本稿で述べてきたように、近年は教育水準を設定し、その水準に基づく学力試験を実施することにより、全ての児童生徒が確実に習得すべき内容を示している。そのため、ニーズのある児童生徒についても、まず通常教育カリキュラムを基盤とした上で、教育内容が決定されるようになってきている。我が国の特別支援教育のカリキュラムは、通常教育の指導領域 (各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間)

米国における障害のある児童生徒への通常教育カリキュラムの修正範囲

に、障害による学習上生活上の困難に対応する、特別の指導領域である自立活動を加える形で設定され、特に知的障害のある児童生徒については、各教科が通常教育の各教科にかえて「知的障害教科」が設定されている。また、重複障害者等に関する教育課程編成の特例では、各教科の目標・内容の一部を欠いたり、より下の学年のものに替えること、各教科等に替えて自立活動を主として指導を行うことができるとされている（米田, 2009）。本稿で述べた（2）のタイプ（教育内容の一部への変更、達成水準の変更、通常教育カリキュラムにプラスアルファ）は通常の教科等と自立活動による教育課程の編成に当たり、（3）のタイプ（個別のカリキュラム）はわが国で適用されている、通常教科の下学年適用等と自立活動、知的障害教科等と自立活動、自立活動を中心とした教育課程に当たるであろう。

しかしその一方、米国におけるカリキュラム修正と我が国の特別支援教育におけるカリキュラムの編成とを対照すれば、米国では、障害カテゴリーや教育の場ではなく、通常教育カリキュラムを基盤に個々のニーズに応じて教育内容・方法が選択されているのに対し、我が国においては、障害カテゴリーや教育の場による教育内容・方法の設定と選択が行われており、ニーズに応じて通常教育カリキュラムへ修正を加えるというよりは、障害のある児童生徒の今の生活及び将来の生活に活かすための教育内容が編成・配列されているといえる。

今後、我が国においてインクルーシブ教育システムを構築し、カリキュラムそのものの在り方3) やカリキュラム編成における「合理的配慮」を考えるためには、通常教育カリキュラムと特別支援教育カリキュラムを連続体として捉え、今の生活・将来の生活に活かすための独自の教育内容・方法を含む、新しいインクルーシブ教育カリキュラムの枠組みを考える必要がある。

<註>

- 1) NCLB法は、各州に対し、最低限3科目（読み、算数、理科）について、児童生徒が学習すべき内容を示す「教科の内容スタンダード (academic content standards)」と、児童生徒の習得状況を測る「教科の達成スタンダード (academic achievement standards)」を設定することを義務づけた (Sec.1111(b)(1)(C))。そして、各州は達成スタンダードに沿った学力試験を作成し、実施しなければならないとされた (Sec.1111(3)(A))。また、達成スタンダードに関しては、「高 (advanced)」「良 (proficient)」「基礎 (basic)」の3レベルをあらかじめ設定し、児童生徒の試験の結果がどのレベルまで達しているかを公的に報告することが求められている (U.S. Department of Education, 2001)。
- 2) 3%のうち、最重度の知的障害 (students with most significant cognitive disabilities) があると州が判断した児童生徒 (全児童生徒の1%) には、「代替達成スタンダード (alternative achievement standards)」が適用され、最重度の知的障害はないが、障害特性により通常のスタンダードを達成することが困難であると州が判断した児童生徒 (全児童生徒の2%) には、「修正を加えた達成スタンダード (modified achievement standards)」が適用される (U.S. Department of Education, 2005; 2007)。
- 3) カリキュラムの構造を考える際に、通常教育カリキュラムと呼ばれるものが単線型でなければならないのかについても議論が必要であろう。特に我が国の「知的障害教科」のようなシステムをどう評価するかは、米国の実践の成果の検証とともに日米の比較研究も必要であろう。

付記：本稿は科学研究費補助金による研究成果の一部である。

<引用文献>

- 1) Agran, M., Cavin, M., Wehmeyer, M. & Palmer, S. (2006) Participation of students with moderate to severe disabilities in the general curriculum: the effects of the self-determined learning model of instruction. *Research and Practice for Persons with Severe Disabilities*, 31(3), 230-241.
- 2) Browder, D.M., Wakeman, S.Y., Flowers, C., Rickelman, R.J., Pugalee, D. & Karvonen, M. (2007)

- Creating access to the general curriculum with links to grade-level content for students with significant cognitive disabilities- an explication of the concept. *The Journal of Special Education*, 41(1), 2-16.
- 3) 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会 (2011) 資料 8 合理的配慮について. オンラインhttp://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/siryo/1308082.htm 8/12/2011.
 - 4) Fisher, D. & Frey N. (2001) Access to Core curriculum-critical ingredients for student success. *Remedial and Special Education*, 22,148-157.
 - 5) Giangreco, M.F. Cloninger, C.J. & Iverson, V.S. (1993) *C.O.A.C.H. Choosing outcomes and accommodations for children*. Baltimore: Paul H. Brookes Publishing.
 - 6) Koga,N., & Hall,T. (2009) *Curriculum Modification*. National Center on the Accessing the General Curriculum. オンライン<http://aim.cast.org/sites/aim.cast.org/files/CurriculumModsNov2.pdf> 5/4/2011.
 - 7) Knowlton, E. (1998) Consideration in the design of personalized curricular supports for students with developmental disabilities. *Education and Training in Mental Retardation and Developmental Disabilities*, 33, 95-107.
 - 8) Lawrence-Brown, D. (2004) Differentiated instruction: inclusive strategies for standards-based learning that benefit the whole class. *American Secondary Education*, 32(3) 34-62.
 - 9) Lee, S., Amos, B.A., Gragoudas, S., Lee, Y., Shogren, K.A., Theoharis, R., & Wehmeyer, M.L. (2006) Curriculum augmentation and adaptation strategies to promote access to the general curriculum for students with intellectual and developmental disabilities. *Education and Training in Mental Retardation and Developmental Disabilities*, 4, 9-22.
 - 10) Lewis, D., Doorlag, K., & Doorlag, S. (1995) *Teaching special students in the mainstream classroom. 2nd edition*. Prentice-Hall, Inc. New Jersey.
 - 11) Nolet, V. & McLaughlin, M.J. (2005) *Accessing the General Curriculum -Including Students with Disabilities in Standards-Based Reform*. 2nd ed. Corwin Press Inc., California.
 - 12) Salend, S.J. (1994) *Effective mainstreaming: creating inclusive classrooms. 2nd edition*. Macmillan Publishing Company, New Jersey.
 - 13) Udvari-Solner, A. (1996) Examining teacher thinking. Constructing a process to design curricular adaptations. *Remedial and Special Education*, 17(4), 245-254.
 - 14) U.S. Department of Education (1997) Individuals with Disabilities Education Act Amendments of 1997, P.L.105-17. オンライン: <http://www.ed.gov/offices/OSERS/Policy/IDEA/index.html> 8/10/2011.
 - 15) U.S. Department of Education (2001) No Child Left Behind Act of 2001, P.L.107-110. (オンライン: <http://www.ed.gov/policy/elsec/leg/esea02/index.html>) 8/10/2011.
 - 16) U.S. Department of Education (2005) Alternate Achievement Standards for Students with the Most Significant Cognitive Disabilities: Non-Regulatory Guidance. U.S. Department of Education. Washington, D.C. オンライン <http://www.ed.gov/policy/elsec/guid/altguidance.pdf> 8/10/2011.
 - 17) U.S. Department of Education (2007) *Modified Academic Achievement Standards: Non-Regulatory Guidance*. オンライン<http://www.ed.gov/policy/speced/guid/modachieve-summary.html>. 8/10/2011.
 - 18) Wehmeyer, M.L., Lance, D. & Bashinski, S. (2002) Promoting Access to the general curriculum for students with mental retardation: A multi-level model. *Education and Training in Mental Retardation and Development Disabilities*, 37(3), 223-234.
 - 19) Wehmeyer, M.L., Lattin, D. & Agran, M. (2001) Achieving access to the general curriculum for students with mental retardation: a curriculum decision-making model. *Education and Training in Mental Retardation and Developmental Disabilities*, 36(4), 327-342.
 - 20) 米田宏樹 (2009) 教育課程に係る法令と学習指導要領. 安藤隆男・中村満紀男編著, 特別支援教育を創造するための教育学, 明石書店, 199-219.

— 2011.8.31 受稿、2012.1.16 受理 —

General Curriculum Modification for Students with Disabilities in the United States

Akina NOGUCHI and Hiroki YONEDA

In the United States, it is required by IDEA and NCLB to provide access to general education curriculum for students with disabilities. Curriculum modification is one way to provide access. In this study, literatures about curriculum modification are analyzed and categorized. Since definitions of terms were distinct depending on the author, ways of curriculum modifications were categorized by the contents. As a result, it was possible to categorize them into three types of modifications: (1) modification to the instructional strategies, (2) modification to the contents, and (3) individualized curriculum. It was found that these three types form a continuum based on general education curriculum, and modifications are selected depending on the individual needs, not based on the disability categories, or educational setting. It was implicated that in order to develop inclusive education system in Japan, general education and special needs education should be considered as a single continuum and contents and instructional strategies should be selected to meet individual needs.

Key words: inclusive education system, curriculum modification, access to general education curriculum, IDEA, NCLB